

## 和光市総合振興計画進行管理における外部評価実施要領

### 1 外部評価の基本的な方向性

第四次総合振興計画基本構想の将来都市像である「みんなでつくる 快適環境都市わこう」のもと、総合振興計画の実現のために掲げている「市民参加を基本としたPDCAサイクルの確立」に基づき、マネジメントサイクル（PDCAサイクル）のCAの過程に市民等の外部が参加・関与する外部評価を実施し、総合振興計画の推進を図るものである。

この外部評価については、計画の進捗状況や現在取り組んでいる施策の現状を市民により分かりやすく伝え、より多くの市民が参加できるようにするとともに、外部評価を実施するに当たっては、より幅広い市民ニーズを取り入れる手法と評価に係るコストをできるだけ抑えて実施するものとする。

### 2 外部評価の目的

- (1) 行政サービスの受益者等の立場から内部評価の客観性及び妥当性を検証すること。
- (2) 行政サービスの受益者等の立場から総合振興計画の効率的かつ効果的な進行管理に関する助言を行うこと。
- (3) 行政の透明性を向上し、施策・事業に関する市民等とのきめ細やかな情報共有を促進すること。

### 3 評価対象

第四次総合振興計画基本構想に位置づけられたすべての施策（65施策）を対象とする。各年度に評価を行う施策については、重点プランに該当する施策を優先して評価対象とする。また、重点プラン以外の施策については、外部評価の対象とすべき具体的な理由や根拠（例：課題がある施策や未達成の施策）を審議会委員に提示して明確にし、評価する施策を選択する。

なお、基本構想は、5年で基本施策及び施策について見直しを行うこととしているため、計画期間の5年目である平成27年度以内にすべての施策を評価することとする。

(参考例) ※ 委員任期は2年（諮問にかかる審議が終了するまで）とする。

平成24年度	重点プラン9施策	20 / 56 施策を評価
平成25年度	重点プラン9施策	20 / 56 施策を評価
平成26年度	重点プラン9施策	16 / 56 施策を評価
平成27年度	基本構想（基本施策及び施策）の見直し	

## 4 評価組織

### (1) 組織体制

市の附属機関である審議会等の第三者機関（地方自治法第138条の4③）  
「総合振興計画審議会」

### (2) 委員の構成

和光市総合振興計画審議会条例に基づく次の委員構成とする。

- ① 市教育委員会の委員
- ② 市農業委員会の委員
- ③ 市内公共的団体等の役員
- ④ 知識経験を有する者（学識）
- ⑤ 公募による市民

### (3) 委員の任期

2年（諮問にかかる審議が終了するまで）

### (4) その他

外部評価の客観性を確保し、できるだけ幅広い市民の声やニーズを外部評価に反映していくため、必要に応じ、評価対象となる施策に関連して活動しているNPOや市民団体などの関係団体等へのヒアリングの実施やゲストスピーカー（特別参加者）として会議に参加する機会などを設けることとする。

## 5 評価の方法

### (1) 外部評価の考え方

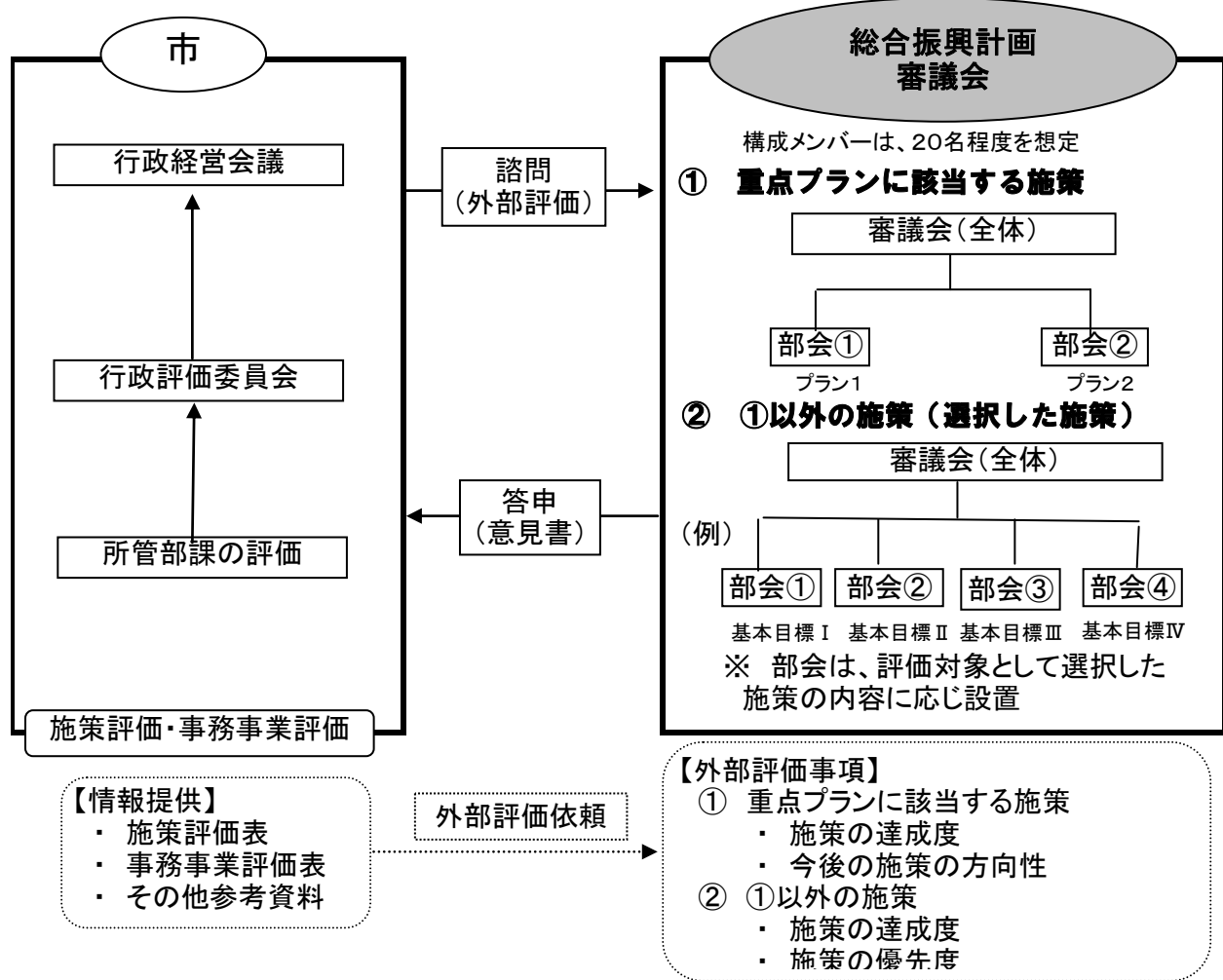
外部評価については、「内部評価の結果が適正であるかどうか、妥当であるかどうかについて評価すること」とし、内部評価を外部の視点から評価するものとする。また、その評価の中で、内部評価の課題の捉え方や今後の改善に関する取組等についての定性的な評価も行うものとする。

### (2) 具体的な方法

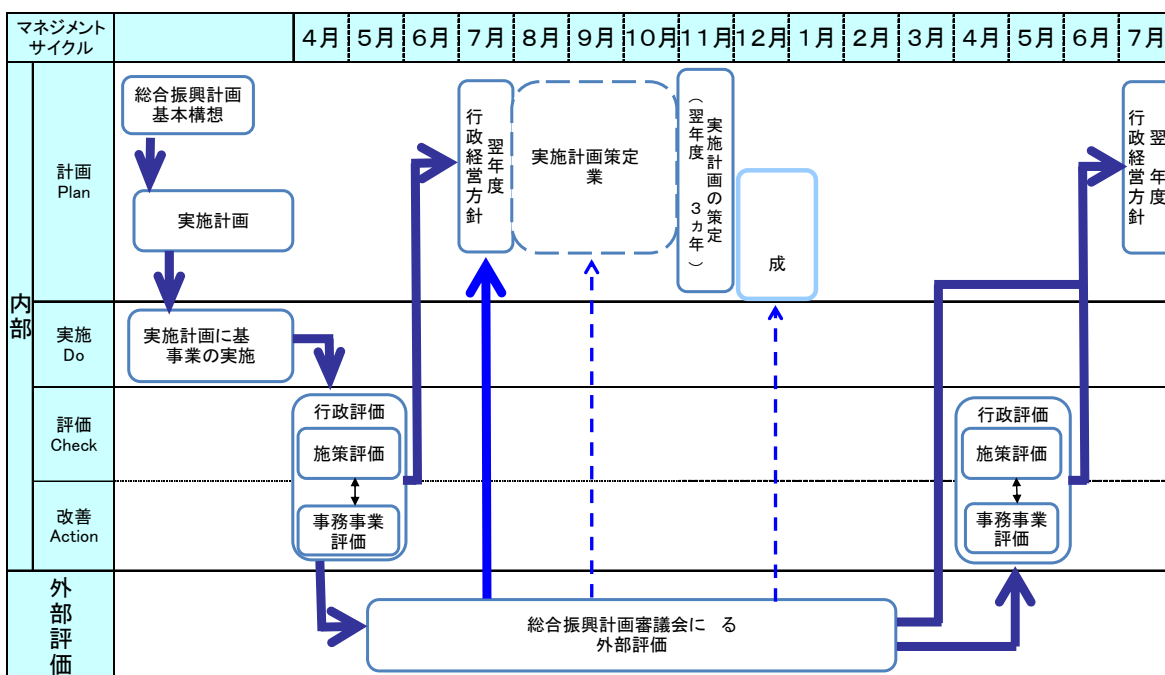
「① 重点プランに該当する施策」の評価については、評価対象となる施策を重点プランごとの2つのグループに分け、各グループについて部会を設置し、部会の構成員は、審議会委員をそれぞれの施策への関連の深さ等を勘案して振り分ける。この部会では、評価施策の達成度及び今後の施策の方向性についての評価を行う。

「② 前述の①以外の施策」の評価については、評価を行うものとして選択した施策を踏まえて部会を設置する。部会の構成員は、前述の重点プランを対象とする評価と同様の考え方にに基づき振り分ける。この部会では、施策の達成度及び施策の優先度についての評価を行う。

最終的には、各部会での検討結果を踏まえ、審議会全体で評価結果をまとめる。



## 6 全体の流れ



## 7 評価結果の活用

「① 重点プランに該当する施策」の評価結果については、次年度の行政経営方針を策定する際に活用する。「② 前述の①以外の施策」の評価結果については、審議会の各会議での審議会（評価機関）としての意見や考え方を、随時、施策担当部局へ情報提供するなど、できるだけ早く時期に反映できるよう努めるとともに、次年度に実施する行政評価及び次々年度行政経営方針の策定する際に活用する。

また、評価結果の内容や施策内容の性質から具体的な反映には時間を要することも想定されるため、そのような場合にはできるだけ早く反映することを目指し検討を行うものとする。

## 8 年間会議スケジュール予定（全8回）

5月 第1回（全体会）

諮問・外部評価の事例研究

※ 各委員が外部評価に対する共通認識をもつ。

6月下旬 第2回（2部会）

重点プランに該当する施策の評価（1部会2、3施策）

6月下旬 第3回（2部会・全体会）

重点プランに該当する施策の評価（1部会2施策）

全体での評価

9月 第4回（部会）※ 選択した施策に基づく部会の設置

選択した施策の評価

11月 第5回（部会）

選択した施策の評価

12月 第6回（部会）

選択した施策の評価

1月 第7回（全体会）

各部会で評価した結果報告、評価のまとめ

2月 第8回（全体会）

答申